

IV-11

医療的ケアが必要な児童生徒への対応

(1) 医療的ケアとは

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」とされています。

(2) 学校における医療的ケアの意義

学校における医療的ケアの実施は、児童生徒の健康を支え、より良い状態で教育を受けられるようにするために必要なものです。医療的ケアが必要な児童生徒の通学日数が増加し、日々の授業の連続性が保たれることで、教育内容が深まったり、教員と医療的ケアが必要な児童生徒との関係性が深まったりするなどの教育的意義があります。

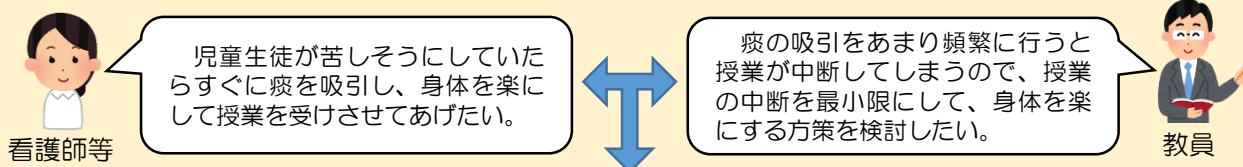
(3) 市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会は、小学校等が医療的ケア児を安全に受け入れることができるよう、看護師等を配置したり、医療的ケア運営協議会を設置し、医療的ケアへの対応の在り方などを示したガイドライン等を策定したりしています。各自治体における医療的ケアが必要な児童生徒への具体的な対応については、設置者である市町村教育委員会にお問合わせください。

(4) 教員の役割と医療的ケア看護職員との連携

医療的ケアは、医行為であることから、小学校等において医療的ケアを実施する場合は、主として医療的ケア看護職員（以下、看護師等）が医療的ケアに当たります。教員は、看護師等の管理の下、医療器械や器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい姿勢保持等の補助を行ったりと、医療的ケア以外の支援をすることが可能です。日常的な児童生徒の健康状態の把握を通じて、看護師等と必要な情報共有を行ったり、緊急時の役割分担を決めたりするなど、教員と看護師等が連携して児童生徒の支援に当たることが重要です。

異業種である教員と看護師等は、それぞれの受けてきた教育や積み重ねてきた専門性に違いがあります。



連携のためには、お互いの考えを話し合い、児童生徒にとって最も良い方法を考えることが大切です。

看護師等は、その専門性を活かして医療的ケアを進め、教員がその専門性を活かしてサポートする。

教員は、その専門性を活かして授業を進め、看護師等が、その専門性を活かしてサポートする。

教員と看護師等双方がその専門性を発揮して児童生徒等の成長・発達を最大限に促す。

（検討の例）

- ・「授業前に吸引しておく」等、今の体制でできることはないか。
- ・授業の展開の中で、吸引できるタイミングはないか。
- ・加湿や室温管理、姿勢管理等によって、吸引の頻度を下げることができないか。

(4) 保護者との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、保護者の理解や協力が欠かせません。保護者に医療的ケアの仕組みを説明する際は、実施までの流れや役割分担を分かりやすく説明することが大切です。また、児童生徒の健康状態、医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応などについて、あらかじめ保護者から説明を受け、学校で実施可能な医療的ケアの範囲について双方で共通理解を図ることも必要です。

○ 保護者との連携協力に当たり話し合っておくことの例

- ・児童生徒の健康状態を十分把握できるよう、あらかじめ障がいの状態や病状について説明を受けておくこと。
- ・看護師等の役割は、児童生徒の健康状態が安定した状態で医療的ケアを実施することであるため、健康状態がすぐれない場合の無理な登校は控えること。
- ・登校後、健康状態に異常が見られた場合、速やかに保護者と連絡を取り、その状態に応じ必要な対応を求めることなどについてあらかじめ協議すること。
- ・健康状態がすぐれずに欠席していた児童生徒が回復し、再び登校する際には、連絡帳により、十分に連絡を取り合うこと。
- ・緊急時の連絡手段を確保すること。



(5) 災害時の対応について

医療的ケアを実施する際には、電源が必要な行為もあるなど、様々な状況を想定するとともに、適切に対応できるよう、検討し、準備しておくことが重要です。

災害対応に関する検討項目の例

- 学校付近で想定される災害の状況の把握
- 避難場所・避難ルート・避難方法の検討
- 緊急時の医療的ケアの実施者、実施方法等の検討
- 緊急時の家庭との連絡方法や対応についての共通理解
- 緊急時の医療機関との連携体制についての共通理解
- 停電時への対応

「医療的ケア実施のためのハンドブック【改訂版】」北海道教育委員会

【参考資料】

- [小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～](#)（文部科学省）



- [医療的ケア実施のためのハンドブック【改訂版】](#)（北海道教育委員会）

※本ハンドブックは、道立特別支援学校での活用を想定して作成されたものです。その他の学校においては、設置者が定めた手順が優先されますので、参考資料として御活用ください。

